

## 次期理事（2・3・4項理事）選出についてのご案内

特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則により、次期理事の選出について御案内申し上げます。

（特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則より抜粋）

第7条 理事の選出はこの細則に基づいて理事会が行う。

- 1 理事は以下の基準のいずれかを満たす者とする。
  - 1) 歯科大学および大学歯学部において歯周病学を担当する教授
  - 2) 3年以上の評議員経験者で、歯周病学関連の研究教育に従事する教授
  - 3) 5年以上の評議員経験者で歯周病学関連の診療教育に従事する以下の基準のいずれかを満たす学外臨床医（主たる勤務が大学・大学病院の会員は除く）
    - ①日本歯周病学会指導医の資格を有している者
    - ②歯周病学領域の卒後研修などにおいて、指導的立場から歯科医師の診療および教育などに直接従事していて、業績がありその経験年数が10年以上ある者
  - 4) 5年以上の評議員経験者で、歯周病学関連の診療、研究または教育に従事する歯科衛生士
  - 5) 理事長の依頼により日本歯科衛生士会から推薦を得た歯科衛生士
- 2 理事の定員は以下のように定める。

前項 1), 2), 3), 4), 5) に該当する理事はそれぞれ29大学各1名、15名以内、10名以内、2名以内、1名とする。
- 3 本細則第7条1項2), 3), ならびに4) の理事の選出は、別に定める内規に基づいて行う。
- 4 理事は任期中に担当講座を辞任した場合には、辞任時に理事の任期を解くものとする。なお、第7条1項3), 4) の理事にあつては満70歳を定年とし、理事の任期中に70歳になった場合、その年度で任期満了とする。

上記のうち、第7条1項の2)、3) および 4) に該当する理事につきましては、各任期の最終年度に、内規に則し次期理事の選任を行います。2) に該当する理事15名、3) に該当する理事10名、および4) に該当する理事2名を公募いたします（ただし1大学からの推薦枠は2名まで）。なお、次期理事の任期は令和3年4月1日より令和5年3月31日になっております。

なお、理事選出は、理事選任に関する内規に則って行われますので、応募は現理事による自薦または他薦いづれでも結構です。また提出書類は、履歴、業績、推薦書等ですが、書式につきましては必ず学会事務局（口腔保健協会）にご確認、ご請求下さいようお願い申し上げます。なお、業績は理事選挙の際に投票参考資料として開示されますことを予めご承知願います。

**応募締切は学会事務局宛に令和元年11月29日（金）消印有効<レターパックプラス（書留）またはそれに準ずる宅配便を利用のこと>とさせていただきます。**

選出は、選挙管理委員会での資格審査後、以下のスケジュールで現理事の郵送による投票、理事会による承認を経て次期理事が決定する予定です。

### 【次期理事選挙のスケジュール】

- |               |  |
|---------------|--|
| 令和元年11月29日（金） | 公募締切（消印有効）<br>選挙管理委員会による資格審査   |
| 令和2年 1月下旬     | 理事候補者の公示ならびに理事投票用紙の送付<br>選挙権者は理事（理事選任に関する内規 1-Ⅱ-6-(4)）<br>選挙公示日は1月24日（金） |
| 2月 3日（月）      | 投票用紙送付締切（必着）<br>選挙管理委員会による開票   |
| 5月28日（木）      | 理事会への選挙結果報告ならびに承認  |
| 5月29日（金）      | 総会への選挙結果報告ならびに承認   |

備考：次期理事長の選出につきましては、理事長候補有資格者のうち立候補頂いた理事の中から、理事会（令和2年5月28日開催）における選挙をもって選出いたします。結果につきましては、総会（令和2年5月29日開催）以降にお知らせいたします。

令和元年10月  
理事選挙管理委員長 湯本 浩通  
理事選挙管理副委員長 三谷 章雄  
理事選挙管理委員 北村 正博  
菅谷 勉  
田口 洋一郎  
吉村 篤利

応募書類請求ならびに送付先：日本歯周病学会 事務局  
〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル4階  
(一財) 口腔保健協会内  
TEL：03-3947-8891 FAX：03-3947-8341